

農地を相続したときは 届出を！

平成21年12月に農地法が改正され、農地を相続したときの届出が義務付けられました。

農地*を相続(遺産分割・包括遺贈を含む)、時効等により農地を取得した場合には、おおむね10か月以内に、農地のある市町村の農業委員会に届出する必要があります。

* 許可・届出等で農地以外に転用している土地や、一般的な家庭菜園は農地に含みません。

転用したいときは・・・

農地を他の用途に使いたいときは、事前に転用の許可又は届出が必要になります。

困ったときは・・・

相続された方が、農業を営んでいない場合や、遠くに住んでいて管理ができない場合には、農地の管理についてのご相談や、借手を探すなどのお手伝いをします。

届出用紙は、

- ・ 農業委員会窓口
 - ・ 農業委員会ホームページ
 - ・ JA 窓口
- にあります。

申請書がダウンロードできます

詳しくは農業委員会事務局までお尋ねください。

札幌市農業委員会事務局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所7階南西
電話：011-211-3636 E-mail：nogyo@city.sapporo.jp

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/index.html>

申請書ダウンロード <http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/>

